

## CDM植林ベースライン調査事業（継続）

### 1 趣旨

地球温暖化防止への取り組みは、途上国、先進国が一体となって取り組むべき問題であり、なかでも、CDMについては、途上国、先進国双方が裨益する制度である。特にCDM植林については、途上国の持続可能な森林造成をCDM事業として位置づけたものであり、①我が国から途上国に対する、持続可能な森林経営への取り組みへの支援、②途上国の利益、③我が国の利益の3つの効果を同時に兼ね備えたものである。

多くの途上国は、世界的な地球温暖化防止への取り組みを、自国の持続可能な発展に結びつけたいという意向を有しており、途上国は、CDM植林を持続可能な森林造成として実施するための、基礎情報の提供を求めている。

一方、CDM植林により発生するクレジットは、当該プロジェクトによる炭素吸収量からプロジェクトがなかった場合の炭素吸収量（ベースライン）を差し引いたものとなるが、途上国における吸収量のベースラインは、当該地域の社会経済的な要因が強く影響するため、その算定は複雑であり、事業参加者が単独で算定するには、多くの時間と経費を要する。

このため、本事業では、CDM植林事業への途上国及び我が国の事業者の参入を容易にするため、CDM植林事業参加者に対し、CDM植林の基礎情報としてのベースライン値の分布情報等を提供するものであり、CDM植林の推進を通じて、途上国の持続可能な森林経営への取り組みを支援するものである。

### 2 事業内容

- (1) CDM植林候補地域におけるベースライン値の分布地図を作製
- (2) CDM関連他事業との総合的連絡・調整
- (3) 途上国及び我が国のCDM植林事業参加者に対する、ベースライン情報及び持続的なCDM植林事業の経営指針の提供

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 3 事業実施主体      | (社)海外林業コンサルタント協会   |
| 4 補助率         | 定額                 |
| 5 事業実施期間      | 平成15年度～19年度（5年間）   |
| 6 平成18年度概算決定額 | 40,545千円（40,545千円） |

〔担当：林野庁計画課海外林業協力室〕